

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第35号

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（平成2年新潟県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（麻薬卸売業者等の免許申請の添付書類）</p> <p>第2条 省令第1条の規定により麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者（以下「麻薬卸売業者等」という。）の免許を受けようとする者が提出する申請書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 麻薬研究者の免許を申請するときは、戸籍抄本、麻薬研究計画書（別記第1号様式）及び履歴書（別記第2号様式）</p> <p>2 (略)</p>	<p>（麻薬卸売業者等の免許申請の添付書類）</p> <p>第2条 省令第1条の規定により麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者（以下「麻薬卸売業者等」という。）の免許を受けようとする者が提出する申請書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 麻薬研究者の免許を申請するときは、戸籍抄本、<u>成年被後見人でないことを明らかにする書類</u>、麻薬研究計画書（別記第1号様式）及び履歴書（別記第2号様式）</p> <p>2 (略)</p>
<p>（向精神薬卸売業者等の免許申請の添付書類）</p> <p>第7条 省令第14条の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者（以下「向精神薬卸売業者等」という。）の免許を受けようとする者が提出する申請書には、同条各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（向精神薬卸売業者等の免許申請の添付書類）</p> <p>第7条 省令第14条の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者（以下「向精神薬卸売業者等」という。）の免許を受けようとする者が提出する申請書には、同条各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 申請者（申請者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）が成年被後見人でないことを明らかにする書類</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>（向精神薬試験研究施設設置者の登録申請の添付書類）</p> <p>第9条 省令第21条の規定により向精神薬試験研究施設設置者の登録を受けようとする者が提出する申請書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 登録を受けようとする者（登録を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員。以下この号及び次号において同じ。）に係る精神の機能の障害又は登録を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは<u>覚醒剤</u>の中毒者であるか否かに関する医師の診断書（別記第3号</p>	<p>（向精神薬試験研究施設設置者の登録申請の添付書類）</p> <p>第9条 省令第21条の規定により向精神薬試験研究施設設置者の登録を受けようとする者が提出する申請書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 登録を受けようとする者（登録を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員。以下この号及び次号において同じ。）に係る精神の機能の障害又は登録を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは<u>覚せい剤</u>の中毒者であるか否かに関する医師の診断書（別記第3</p>

様式)

(4) 登録を受けようとする者が条例第4条第2号アからエまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類

2 (略)

(向精神薬試験研究施設設置者の業務を適正に行うことができない者)

第9条の2 条例第4条第2号オの規則で定める者は、精神の機能の障害により向精神薬試験研究施設設置者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(麻薬卸売業者等に係る変更の届出)

第24条 (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第14号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類

ア・イ (略)

ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第3号様式)

エ 新たに業務を行う役員となった者が法第3条第3項第1号から第3号まで並びに条例第2条第2号ア及びイのいずれにも該当しないことを明らかにする書類

(2)・(3) (略)

(向精神薬卸売業者等に係る変更の届出)

第25条 (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類

ア・イ (略)

ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第3号様式)

エ 新たに業務を行う役員となった者が法第50条第2項第2号イからハまで並びに条例第3条第1号及び第2号のいずれにも該当しないことを明らかにする書類

(2) (略)

号様式)

(4) 登録を受けようとする者が条例第4条第2号アからオまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類

2 (略)

(向精神薬試験研究施設設置者の業務を適正に行うことができない者)

第9条の2 条例第4条第2号カの規則で定める者は、精神の機能の障害により向精神薬試験研究施設設置者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(麻薬卸売業者等に係る変更の届出)

第24条 (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第14号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類

ア・イ (略)

ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚せい剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第3号様式)

エ 新たに業務を行う役員となった者が法第3条第3項第1号から第4号まで並びに条例第2条第2号ア及びイのいずれにも該当しないことを明らかにする書類

(2)・(3) (略)

(向精神薬卸売業者等に係る変更の届出)

第25条 (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類

ア・イ (略)

ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚せい剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第3号様式)

エ 新たに業務を行う役員となった者が法第50条第2項第2号イからニまで並びに条例第3条第1号及び第2号のいずれにも該当しないことを明らかにする書類

(2) (略)

(向精神薬試験研究施設設置者に係る変更の届出)

第26条 (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第16号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類

ア・イ (略)

ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第3号様式)

エ 新たに業務を行う役員となった者が法第50条の5第2項及び条例第4条第2号アからエまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類

(2)・(3) (略)

第3号様式 (第2条、第7条、第9条、第24条、第25条、第26条関係)

診 断 書

(略)
(略)
2 麻薬中毒又は覚醒剤中毒
(略)
(略)

第16号様式 (第26条関係)

向精神薬試験研究施設設置者変更届

(略)

登録証の番号	(略)	登録年月日	(略)
(略)			

(略)

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(向精神薬試験研究施設設置者に係る変更の届出)

第26条 (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第16号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類

ア・イ (略)

ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚せい剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第3号様式)

エ 新たに業務を行う役員となった者が法第50条の5第2項及び条例第4条第2号アからオまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類

(2)・(3) (略)

第3号様式 (第2条、第7条、第9条、第24条、第25条、第26条関係)

診 断 書

(略)
(略)
2 麻薬中毒又は覚せい剤中毒
(略)
(略)

第16号様式 (第26条関係)

向精神薬試験研究施設設置者変更届

(略)

免許証の番号	(略)	免許年月日	(略)
(略)			

(略)